



iDeCo を申し込む前に知っておきたいこと

NO.1

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

加入対象者と掛金の上限金額

2017 年の加入者要件の拡大により、国民年金の被保険者のほとんどイデコへの加入が可能になっています。加入できないのは、国民年金保険料の免除又は猶予を受けている方、公的年金を受給された方(繰り上げ請求した場合を含む)、イデコの老齢給付金を受給された方は原則、加入できません。企業型 DC に加入している場合以前は規約に同時加入についての定めがなければ加入できませんでしたが、2022 年の改正で定めがなくても同時加入ができるようになりました。ただしマッチング拠出を選択している場合はイデコに加入はできません。その他農業者年金に加入している方もイデコには加入できません。

またイデコの掛金額についてですが年金の種類ごとに上限金額が定まっています。例えば 1号の場合は 2 号部分の厚生年金がないことにより老後の保障が薄いため最大 68,000 円まで拠出することができます。厚生年金の被保険者である 2 号については企業年金の有無によって掛金の上限額が変わってきます。各種別の掛金の上限額については以下を参照頂ければと思います。

	1号・任意	68,000 円
2号	企業年金無し	23,000 円
	企業型 DC 加入	20,000 円
	企業型 DC+DB 加入	12,000 円
	DB 加入	12,000 円
	公務員	12,000 円
	3号	23,000 円

掛金額を決める

イデコの掛金は、月々5,000 円以上 1,000 円単位で種別毎の掛金上限額範囲内で設定がで

きます。加入者が年 1 回以上任意に決めた月にまとめて拠出(年単位拠出)することもできます(企業型確定拠出年金に加入している方は年単位拠出不可)。

掛金額は、1 年に 1 回だけ変更することができますので、ご自身の状況の変化に合わせて、掛金額を増減することも可能です。また、いつでも掛金の拠出を止めることができます。

運営管理機関(金融機関)を決める

イデコに加入する場合は、イデコを取り扱う運営管理機関(金融機関)を通して加入申出を行うこととなります。現在、約 160 の金融機関が(iイデコ)を取り扱っています。金融機関ごとに取り扱っている運用商品やサービス内容が異なりますので、よく比較検討したうえで、ご自身が加入する金融機関を選びましょう。

【選択のポイント】

- ① 手数料: 開設した口座にかかる毎月の管理手数料は、金融機関によって異なります。
- ② ホームページやコールセンターの充実: 不明点があった時、ホームページなどがわかりやすくなっているか、またコールセンターの営業時間が平日夜間や休日対応があるか等。
- ③ 運用商品: 金融機関によって取り扱う運用商品が異なるため自身にとって魅力の商品があるかラインナップを比較検討する。

上記のポイントなどを考慮して、下記リンクより各金融機関のサービスを比較し、興味を持った金融に対し資料請求を行い、サービス内容や運用商品を確認してみましょう。

<https://www.ideco-koushiki.jp/operations/>(イデコ公式サイト運営管理機関一覧)